

第百二十一回 参議院証券及び金融問題に関する特別委員会会議録第八号

平成三年九月三十日(月曜日) 午後零時十一分開会

委員の異動

九月七日 秋山 肇君 補欠選任 野末 陳平君

大森 昭君 本岡 昭次君

高井 和伸君 古川太三郎君

九月九日 寺崎 昭久君 補欠選任 三治 重信君

九月二十六日 中野 鉄造君 補欠選任 太田 淳夫君

出席者は左のとおり。

委員長 理事 大浜 方栄君 齋藤栄三郎君 山岡 賢次君 北村 哲男君 久保 亘君 白浜 一良君 近藤 忠孝君 池田 治君 三治 重信君

委員

井上 章平君 石井 道子君 石川 弘君 石原健太郎君 合馬 敬君 狩野 明男君

陣内 孝雄君 須藤良太郎君 高橋 清孝君 谷川 寛三君 岩本 久人君 種田 誠君 野別 隆俊君 前畑 幸子君 村田 誠醇君 安恒 良一君 吉田 達男君 太田 淳夫君 和田 教美君 諫山 博君

大蔵 大臣 橋本龍太郎君

政府委員 大蔵省証券局長 松野 允彦君

事務局側 常任委員会専門員 下村 純典君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証券及び金融問題に関する調査

○委員長(平井卓志君) ただいまから証券及び金融問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平井卓志君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に三治重信君を指名いたします。

○委員長(平井卓志君) 証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。橋本大蔵大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今回の証券会社による大口法人顧客等に対する損失補てんは、免許会社としての規範に著しく反するものであり、こうした行為により一般の投資者の証券市場に対する信頼が大きく損なわれました。

こうしたことを踏まえると、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によつて生じた損失の証券会社による損失保証、損失補てんを禁止する等の措置を講ずることが緊要となっております。

したがって、証券取引法及び外国証券業者に関する法律を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、損失保証、損失補てん等を禁止することといたしております。これは、証券会社による損失保証、損失補てん等を禁止するとともに、顧客が証券会社の損失保証、損失補てん等を要求する行為を禁止し、それらの違反に対しては、刑事罰を適用することとするものであります。

なお、証券事故、すなわち、証券会社の違法または不当な行為による顧客の損失を償う場合には、禁止される損失補てんには該当しないことといたしております。

第二に、取引一任勘定取引を禁止することといたしております。取引一任勘定取引は、今回問題となりました損失補てん等の温床となりやすいことから、これを禁止することとし、その違反は行政処分の対象とするものといたしております。

以上の改正点につきましては、証券取引法のみならず、外国証券業者に関する法律についても同様の改正を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平井卓志君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は次回に譲ります。

○委員長(平井卓志君) 次に、証券及び金融問題に関する調査を議題といたします。

この際、橋本大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。橋本大蔵大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 大蔵省としては、去る七月十八日以降実施している特別検査について、九月二十四日、中間的な御報告をさせていただいたところであります。

本日は、このうち、特に野村証券による東急電鉄株式の大量売買に係る今日までの実態把握の状況について御報告させていただきます。

この特別検査においては、野村証券による平成元年十月における東急電鉄株式の大量売買が、株

価操作を禁止している証取法百二十五条、行き過ぎた大量推売販売を規制している証取法五十四条、健全性省令三条七号、投資者本位の営業姿勢の徹底を求めている昭和四十九年の通達に違反していないかどうか等について調査をいたしております。

元年十月十九日から三十一日までの間における東急電鉄株式の売買高が急増し、価格が急騰しておりますが、この間における野村証券の当時の営業体制、具体的な投資勧誘の状況等を調査した結果、野村証券の行為は、行き過ぎた大量推売販売を規制している証取法五十四条一項三号に基づく健全性省令三条七号に規定する「営業の方針として、特定かつ少数の銘柄の株式について、不特定かつ多数の顧客に対し、その買付けを一定期間継続していつせいかつ過度に勧誘し、公正な価格形成を損なうおそれがある行為をしている場合に、以下の諸点から該当するものと認められます。

また、投資者本位の営業姿勢の徹底を求めている昭和四十九年の通達に規定する「自社の営業方針に基づく特定少数の銘柄の一律集中的な推奨の如く投資情報を主観的又は恣意的に提供することは厳に慎むこと」にも違反するものと認められます。

野村証券は、同社の株式部と投資調査部が共同作成した「ポートフォリオウィークリー」等により東急電鉄株式の情報提供を行うとともに、これと並行して各地で株式懇談会を開催し、そのうち十月十八日の梅田支店主催の同懇談会において本社株式担当役員が特に同株式について言及し、紹介を行っていること。

十月十九日以降、同社の本店営業部、東京本部、東部本部、大阪支店営業部及び近畿・四国本部において、同株式に集中した継続的な投資勧誘を行っており、不特定多数の顧客から大量の売買注文を受託執行していること。

また、この間、多数の顧客が同株式の短期売買を行っており、中には手数料稼ぎを目的としたよ

うな反復売買が行われている等、同社の過度の投資勧誘が行われていること。

同社の過度の投資勧誘により、多数の投資家からの大量の同株式の買い注文が継続して行われ、同株式の株価の急騰がもたらされる結果となったものと認められること。

上記三番目のような同社の株式に係る業務執行体制が、現在に至るまで改善されず引き続いておりと認められるので、今後、最終的な確認の手続を経て、証取法五十四条の是正命令を発する所存であります。

証取法百二十五条の株価操作については、市場における売買の状況、野村証券の投資勧誘の状況等を調査した結果、多数の投資家が売買に参加しており、また特定の委託者や特定の証券会社による意図的な株価のつり上げや、仮装売買、なれ合い売買を交えた売買等も確認できないことなどから、現在までのところ、同条違反の行為があったと認定することは難しい状況にあります。

なお、今後も引き続き調査を行い、必要に応じて行政として可能な範囲で捜査当局とも相談を行ってまいりたいと考えております。

以上、東急電鉄株式の大量売買について、現在まで把握した状況を御報告させていただきます。

○委員長(平井卓志君) 以上で報告の聴取は終わりました。本日はこれにて散会いたします。午後零時十九分散会

九月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案
証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案

(証券取引法の一部改正)
第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項に次のただし書を加える。
ただし、第三号及び第四号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして大蔵省令で定めるものを除く。

第五十条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 有価証券の売買取引若しくはその受託又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別(有価証券指数等先物取引にあつては現実指数又は現実指数が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別とし、有価証券オプション取引にあつてはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別とする。次号において同じ)、銘柄、数又は価格(有価証券指数等先物取引にあつては約定指数又は約定数値とし、有価証券オプション取引にあつては対価の額とする。次号において同じ)について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた銀行(以下この号及び次条第一項第一号において「信託会社等」という。)を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引

に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができるとを内容とする契約を締結する行為

第五十条第二項中「前項(第五号を除く。)」を「前項第一号、第二号及び第四号」に、「同項(第一号から第四号までを除く。)」を「同項第三号及び第五号」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。
第五十条之二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)

又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引(以下この条において「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第四項において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんに財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ま

ることを禁ずる旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ま

せ、若しくは約束させる行為

二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込み、若しくは約束させる行為

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為

証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた

要求による場合に限る。

第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして大蔵省令で定めるもの）をいう。以下この条及び第五十七條の二第二項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合に於ては、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ大蔵大臣の確認を受けている場合その他大蔵省令で定める場合に限る。

第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

第三項ただし書の確認を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の大蔵省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証明するために必要な書類として大蔵省令で定めるものを添えて大蔵大臣に提出しなければならない。

第六十五條の二第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第五十條の二第二項、第三項及び第五項の規定は認可を受けた金融機関について、同条第二項及び第四項の規定は認可を受けた金融機関の顧客について準用する。

第二百二十七條第一項中「若しくは顧客から有価証券の売買取引について売買の別、銘柄、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う」を「行う有価証券の」に、「なす」を

「行う」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項後段を削る。

第一百八十五條第一項中「第六十五條の二第六項（同条第七項）を「第六十五條の二第七項（同条第八項）に改める。

第一百九十九條第一号の六を同条第一号の七とし、同条第一号の五中「行なわせた」を「行わせた」に改め、同条同第一号の六とし、同条第一号の四の次に次の一号を加える。

一 第五十條の二第二項（第六十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二 第三十條の二第二項（第六十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第四十條の二第五項（第六十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をし提出した者

第二百條の次に次の一条を加える。

第二百條の二 前条第三号の三の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二條中「前五條」を「第九十七條から第二百條まで及び前条」に改める。

第二百五條第三号及び第十五号中「第六十五條の二第六項（同条第七項）を「第六十五條の二第七項（同条第八項）に改める。

第二百八條第三号及び第三号の二中「第六十五條の二第四項」を「第六十五條の二第五項」に改める。

第十七條第一項中「第五十一條まで」を「第五十條まで」に、「不正取引の禁止及び」を「及び不正取引の禁止」、第五十條の二第一項、第三項及び第五項（損失補てんの禁止等）、第五十一條（「及び第六十一條」を「並びに第六十一條」に改め、同条に次の一項を加える。

3 証券取引法第五十條の二第二項及び第四項の規定は、外国証券会社の支店の顧客（同条第一項第一号に規定する顧客をいう。）について準用する。

第十八條第一項中「国内において行なう」を「国内において行う」に改め、「若しくは国内にある者から有価証券の売買について売買の別、銘柄、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行なう売買」を削り、同条第二項後段を削る。

第三十四條第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第十七條第一項において準用する証券取引法第五十條の二第一項の規定に違反した者

第三十五條第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第十七條第一項において準用する証券取引法第五十條の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

第三十五條第三項において準用する証券取引法第五十條の二第二項の規定に違反した者

第三十九條を第四十條とし、第三十八條を第三十九條とし、第三十七條第一項中「前三條」を「第三十四條、第三十五條又は第三十七條」に改め、同条を第三十八條とし、第三十六條を第三十七條とし、第三十五條の次に次の一条を加える。

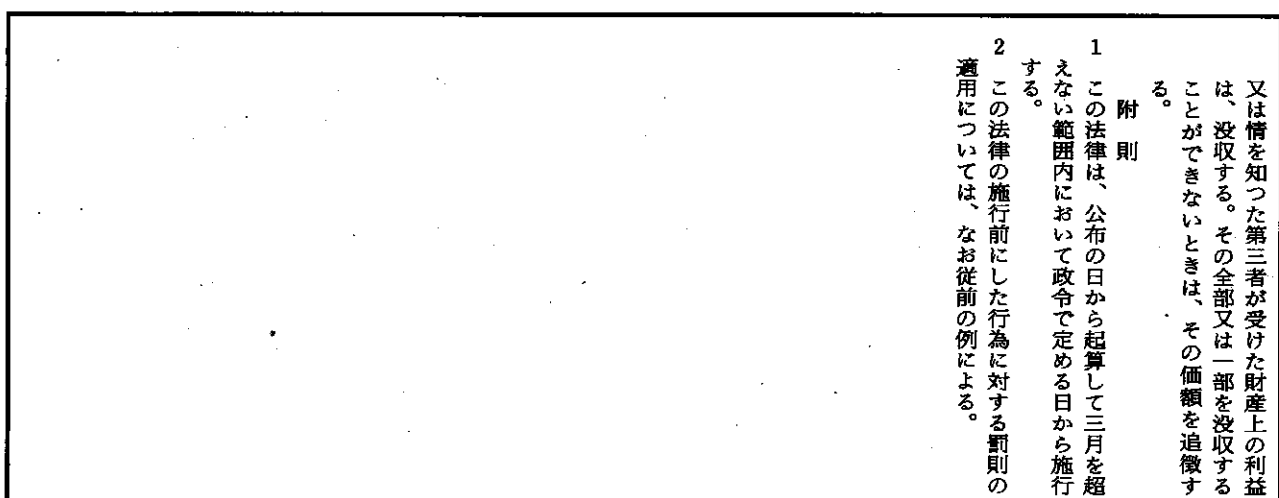
第三十六條 前条第八号の場合において、犯人

又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



第三号中正誤

ページ段行 誤 正

九一 巡般速度 巡航速度

三 終わり 終わり
三から 三から
九 ございますして ございますして

四三 破綻 破綻

三 下可欠 不可欠

三 終わり 終わり
三から 三から
八 それで それが

三 してしれ してくれ

三 勧誘 勧誘

第五号中正誤

ページ段行 誤 正

三 終わり 終わり
三から 三から
三 遺憾 遺憾

三 かかるか かかる

三 債権 債券

第七号中正誤

ページ段行 誤 正

八 保全すると 保全する等

第三号中正誤	
ページ段行 誤	正
九一 巡般速度	巡航速度
三 終わり 三から 九 ございますして	終わり 三から 三から 九 ございますして
四三 破綻	破綻
三 下可欠	不可欠
三 終わり 三から 八 それで	終わり 三から 三から 八 それが
三 してしれ	してくれ
三 勧誘	勧誘
第五号中正誤	
ページ段行 誤	正
三 終わり 三から 三 遺憾	終わり 三から 三から 三 遺憾
三 かかるか	かかる
三 債権	債券
第七号中正誤	
ページ段行 誤	正
八 保全すると	保全する等